

津幡町学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する規則をここに公布する。

令和 7 年 8 月 1 9 日

石川県津幡町長 矢 田 富 郎

津幡町規則第 2 6 号

津幡町学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、学校給食法（昭和 2 9 年法律第 1 6 0 号。以下「法」という。）の規定に基づき、津幡町立の小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）又は津幡町学校給食萩野台共同調理場（以下「学校等」という。）における学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 法第 3 条第 1 項に規定する学校給食をいう。
- (2) 学校給食費 法第 1 1 条第 2 項に規定する学校給食費をいう。
- (3) 保護者 学校給食を受ける児童又は生徒（以下「児童等」という。）の保護者（学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 6 条に規定する保護者をいう。）をいう。
- (4) 教職員等 児童等以外の者であって、小中学校において給食を受ける教職員その他のものをいう。
- (5) 教職員等給食費 学校給食費に相当するものとして教職員等が負担すべき経費をいう。

(学校給食の実施)

第 3 条 町は、津幡町立学校設置条例（昭和 4 8 年津幡町条例第 1 5 号）に規定する小中学校において、学校給食を実施するものとする。

(学校給食の管理運営)

第 4 条 津幡町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校給食の管理及び運営に関する事務を統括し、校長及び共同調理場長に指導及び助言を行う。

2 校長及び共同調理場長は、教育委員会の指導及び助言に基づき、学校給食を適切に管理し、及び運営する。

3 校長及び共同調理場長は、学校給食の安全かつ円滑な運営を確保するため、職員を指揮監督

し、学校等における学校給食関係事務を適正に管理しなければならない。

(運営委員会)

第5条 学校給食の安全性の確保と円滑な運営を図るため、教育委員会に津幡町学校給食運営委員会を置くことができる。

2 津幡町学校給食運営委員会の組織及び運営については、別に定める。

(保護者との連携)

第6条 校長は、学校給食の運営に当たっては、保護者との連携に努めなければならない。

(衛生管理)

第7条 教育委員会及び校長は、学校給食の安全性を確保するため、献立の作成、給食物資の調達、検収及び保管並びに調理の全過程において衛生管理を徹底するものとする。

2 校長は、学校給食の衛生管理を徹底するための体制を整備し、その適切な運用を図るため、学校医及び学校薬剤師との連絡調整に努めなければならない。

(学校給食の申込み)

第8条 保護者及び教職員等は、学校給食申込書（別記様式）によりあらかじめ町長に申し込まなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、保護者からの申込みがない場合において、当該児童等の権利の保護及び健康維持等の観点から必要があると町長が認めるときは、学校給食の提供を決定することができる。

(学校給食費等の額)

第9条 学校給食費及び教職員等給食費の1食当たりの額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 小学校 352円

(2) 中学校 404円

2 一の年度において、保護者が納付すべき学校給食費又は教職員等が納付すべき教職員等給食費の額は、前項各号に定める額に当該年度において学校給食の提供ができる状況に至った回数に乗じて得た額とする。

3 臨時に学校給食の提供を受ける者が納付すべき学校給食費及び教職員等給食費の額は、第1項各号に定める額に学校給食の提供を受けた回数に乗じて得た額とする。

(学校給食費等の徴収)

第10条 町長は、保護者から学校給食費を徴収しない。

2 町長は、教職員等から教職員等給食費を徴収する。

(教職員等給食費の納付及び納期限)

第11条 教職員等は、別表に定めるところにより、その納付すべき年間納付額を分割して納付しなければならない。

2 町長は、前項の規定により難いと認めるときは、同項の規定による納付額及び納期限を変更し、新たに納期を設けることができる。

(学校給食を受けない日)

第12条 保護者及び教職員等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、学校給食の停止を希望する日の5日（休日を除く。）前までに、小中学校へ連絡しなければならない。

(1) 病気、事故その他の理由により連続して5日（津幡町公立学校管理規則（昭和43年津幡町教育委員会規則第3号）第5条に規定する休業日を除く。）以上学校給食の提供が不要となるとき。

(2) 転出、転任等の事由により年度途中で学校給食の提供を受けなくなるとき。

(3) 食物アレルギー等の事由により、学校給食の1日における全ての飲食物を喫食しないとき。

2 町長は、前項の規定による連絡があったときその他特に必要があると認めるときは、当該教職員等に係る納付すべき教職員等給食費の額を減額、又は免除することができる。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、令和7年9月1日から施行し、学校給食のうち中学校に係るものについては同日から、小学校に係るものについては令和8年4月1日から適用する。

(準備行為)

2 第4条の規定による学校給食の申込みの手続その他の学校給食費等の納入のために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

別表（第11条関係）

期別	納期限	納付額	
		小学校の教職員等	中学校の教職員等
第1期	5月末日	12,800円	14,400円
第2期	7月末日	12,800円	14,400円
第3期	10月末日	12,800円	14,400円
第4期	12月末日	12,800円	14,400円
第5期	2月末日	12,800円	14,400円
第6期	3月末日	年間納付額から第1期から第5期までの納付額の合計額を控除して得た額	

別記様式（第8条関係）

学校給食申込書（児童・生徒用）

年 月 日

（宛先）津幡町長

申込者 住 所

（保護者）氏 名

児童又は生徒からみた続柄

電話番号

私は、下記の児童又は生徒が津幡町立の小学校又は中学校に在籍する期間中の学校給食を申し込みます。

記

学校給食の提供 を受ける児童又は生徒	学校名	津幡町立	学年	年
	ふりがな 氏 名			

備 考

- ・本申込書は、児童又は生徒が上記学校に在籍する期間中有効となります。
- ・食物アレルギー等特別の理由により対応が必要な場合は、別途学校に御相談ください。

別記様式（第8条関係）

学校給食申込書（教職員等用）

年 月 日

（宛先）津幡町長

申込者 住 所

氏 名

電話番号

私は、津幡町立の小学校又は中学校に勤務する期間中、教職員等給食を申し込みます。

備 考

- ・本申込書は、津幡町立の小学校又は中学校に在職中有効となります。
- ・実際の教職員等給食の提供を受ける日については、随時、学校等と相談してください。